



103万円の壁について



2025年から103万円の壁が引き上げられます！！

103万円の壁ってなんだろう？

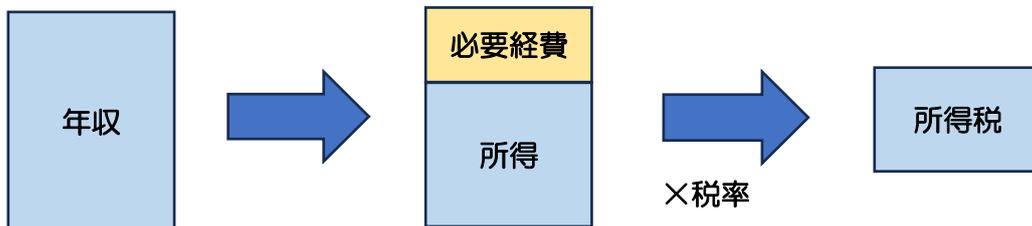
2024年まで、年収が103万円を超えると以下のような義務や変化が生じていました。

- **所得税**（もうけに対して納める税金）を納める必要がある
- 扶養者（親など）が扶養控除を受けられなくなり、扶養者（親など）の**所得税・住民税**（住んでいる地域に納める税金）が増加する

103万円は上記のような所得税を納税する必要が生じたり、扶養控除を受けられなくなったりする境界線であり、一般的に「103万円の壁」と呼ばれています。「103万円の壁」のため、従業員は年収が103万を超えないように、もっと働きたくても労働時間を減らす必要が生じたり、勤務先は従業員に働いてほしいのになかなかという状況が生じたりしていました。しかし、2025年から103万円の壁が引き上げられる予定です。今回の記事では103万円の壁とはどのようなものだったのか、2025年からどのような点が変わるのか、解説していきます！

所得税とは？

所得税とは、「収入」（従業員であれば年収）から「必要経費」を引いた額である「所得」（もうけ）の金額に応じて納めなければならない税金です。



年収が103万円以下であれば、所得税を支払う必要はありません。これに対して、アルバイトをするなどして**年収が103万円を超えると、超えた分の金額について所得税を納める必要があります。**



ふようせいど ふようこうじょ 扶養制度・扶養控除とは？

扶養とは経済的な援助を行って養うことをいい、扶養者（例えば16歳以上の子を養う親等があたります。）の税金等の負担を軽減する措置が設けられています。扶養者は、通常、扶養する人数に応じて一定の金額が所得から差し引かれます（これをふようこうじょ扶養控除といいます）。例えば16歳以上の子を扶養している場合、所得税については38万円、住民税については33万円の控除を受けられます。

さらに、大学生年代（19歳～23歳未満）の子を扶養している場合には「とくていふようこうじょ特定扶養控除」として、所得税については63万円、住民税については45万円の控除を受けられます。ただし、扶養されている人がアルバイトをするなどして**年収103万円を超えると、扶養者は特定扶養控除を受けられなくなり、扶養者の納税額が高くなります（また、扶養されている人が自分で所得税を支払う必要が生じます）。**

2025年からどう変わる？

➤ 主な変更点①

2024年まで、年収が103万円までであれば所得税を支払う必要がありませんでした。しかし、2025年からはその上限額が123万円までとなります。

➤ 主な変更点②

扶養控除の適用範囲が拡充し、2025年以降、扶養されている大学生年代の人の年収が150万円までであれば、扶養者は**特定扶養控除**として所得税については63万円、住民税については45万円の控除を受けることができます。

2025年から税制度について変更点①、変更点②等が生じ、**103万円の壁**が引き上げられたといわれています。これらの変更点は、今後の改正によってさらに変化していく可能性があります。最近の動きをニュースで見してみるのも面白いと思います。



担当：鈴木 彬史、福島 邦真、石田 祐一郎、福本 滯、横山 優斗